

記 者 会 見
8 . 7 . 2 4
資料 1 - 3

「名水はだの富士見の湯熱供給施設」不具合の 損害賠償請求を和解

名水はだの富士見の湯の湯熱供給施設の不具合に係る損害賠償請求（東京高等裁判所・令和８年（ネ）第７２号）について、裁判所からの和解勧告を受け入れ、訴訟上の和解を成立させるための議案を市議会に提出します。

１ 施設不具合の内容

名水はだの富士見の湯は、はだのクリーンセンターの余熱を利用するため、高温水配管を接続していますが、平成３０年７月に高温水配管の保温材が損傷するなどの不具合が発生しました。

２ 和解の相手方

- (1) 平塚市南原三丁目７番１号
神奈川山菱・相原共同企業体
代表者 神奈川山菱設備株式会社
代表取締役 新 倉 弘 子
- (2) 平塚市南原三丁目７番１号
神奈川山菱設備株式会社
代表取締役 新 倉 弘 子
- (3) 秦野市平沢１０２５番地
株式会社相原管工
代表取締役 相 原 宏
- (4) 三浦市三崎町諸磯４７－１
青 木 建

３ 和解の内容

- (1) 相手方は、当市に対し、和解金として連帯して１５０万円の支払義務があることを認める。

- (2) 相手方は、当市に対し、前号の金銭を連帯して、裁判所が定める期日までに、当市が指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、相手方の負担とする。
- (3) 当市は、そのほかの請求をいずれも放棄する。
- (4) 当市と相手方との間には、和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、第一審、第二審を通じて各自の負担とする。

4 和解に応じる理由

東京高等裁判所から、「換気や排水のための機械設備が設置されていなかったボックスカルバート内で貯留水が加熱された結果、配管の外皮を損傷させたものと考えられるが、相手方の施工に不適切な点があったこと等に鑑み、和解金は１５０万円が相当である」旨の説明がありました。

当市としては、不具合発生的前提条件は裁判所の認識と異なりますが、これまでの裁判の経過および当市が主張した配管工事の施工不良に対する一定の損害の回復が図られることなどを踏まえ、和解案に応じる意向です。

5 事案の経過

年月日	内容
平成３０年 ７月	熱供給施設に不具合が発生
令和４年 ６月	不具合の原因を配管工事の施工不良によるものとし、改修工事や営業に必要な代替措置などに要した費用として、相手方に損害賠償金８４１４万２８５４円と遅延損害金の支払いを求め、訴えを提起
令和７年１０月	東京地方裁判所の第一審判決において、当市の請求が棄却
同年１１月	第一審判決を不服として控訴
令和８年 ６月	東京高等裁判所の控訴審において、裁判所が和解案を提示

問い合わせ

観光振興課 電話０４６３（８２）９６４８

公共建築課 電話０４６３（８６）６０１９